

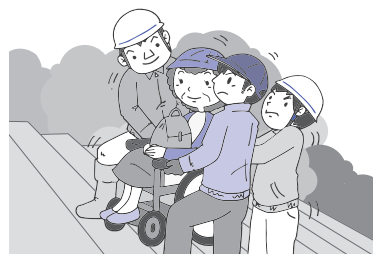
災害時要援護者台帳の更新および登録

町では災害が起きた時に自分で避難することが難しく、避難に特に支援を必要とする方を「要援護者」とし、台帳に登録しています。年に一度、登録内容の確認を行っていますので、皆さまのご協力をお願いします。

登録の対象となる方

以下の①～⑥の方のうち、自力で避難することが難しいと思われる方

- ① 介護保険で、要介護3以上の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳1級・2級の方
- ③ 療育手帳A1・A2の方
- ④ 自立支援医療費（精神通院）の支給認定を受けている方
- ⑤ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- ⑥ 65歳以上の一人暮らし高齢者および65歳以上高齢者のみ世帯



【更新】 区長を通じて「災害時要援護者登録票」を配布しますので、内容を確認し、変更がある方は区長に提出してください。

【新規登録】 「登録の対象となる方」のうち、

- ①～③の方は、保健福祉課が郵送で登録の同意調査を行います。
- ⑥の方は、区長が登録の同意調査を行います。
- ④⑤の方で自力で避難することが難しいと感じる方は、保健福祉課までお知らせください。

※登録内容の修正や新規登録については、随時、受け付けています。

※登録の際には避難支援者を記載する欄がありますが、区長や民生委員に限らず実際に避難支援が可能な方をお願いします。

※台帳は、南越前町、区、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、消防署、警察のほか避難支援に関わる関係機関で平常時から情報を共有し、災害時に利用します。

■問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007

令和3年度 交通災害共済 加入申込受付中

福井県市町交通災害共済は、県内16市町（福井市を除く）が共同で行い、共済へ加入した方が万一交通事故にあった際に見舞金を支給する制度です。いざという時、あなたを守る交通災害共済に家族そろっての加入をお勧めします。

(1) 共済掛金 1人年額500円（中途加入の場合も同額） ※ 加入は1人1口

(2) 対象となる事故

日本国内での自動車、自転車、路面電車などの運行に伴う接触、衝突、転落、そのほかの事故による人の死傷

(3) 共済期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日 ※ 中途加入の場合は掛金納入の翌日から適用

(4) 申込期限 3月29日（月）

(5) 加入方法 加入申込書を各家庭にお届けしますので、いずれかの窓口でお申込みください。

①各区長 ②役場会計室または各事務所 ③県内の福井銀行（10月末まで）

★事故に遭われた場合は、速やかにご連絡ください。

■問合せ

総務課防災安全室 ☎ 0778-47-8016

今庄事務所 ☎ 0778-45-1111

河野事務所 ☎ 0778-48-2111

春の交通安全県民運動

期 間 4月6日（火）～15日（木） 10日間

交通事故^{ゼロ}を目指す統一行動日 4月6日（火）

